2 「千葉県中小企業の振興に関する条例」のポイント

3月16日に公布・施行した「千葉県中小企業の振興に関する条例」の主な構造及び概要は以下のとおりです。

また、この条例の特色として、千葉県が実施する中小企業施策を公表し、中小企業等から意見を聴き、次の施策への反映、千葉県が中小企業の経営に負担を及ぼすような施策・事業を行う際に中小企業への配慮に努める等の規定などがあります。

(施策実施上の配慮)

第十八条 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に 及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。

前文

中小企業の重要性と条例の必要性

目的(第1条)

基本理念にのっとった中小企業の振興 県の経済の発展と県民生活の向上に寄与

定義(第2条)

- 中小企業者
- 産学官民の連携
- 地域づくり

中小企業振興の基本理念 (第3条)

- 中小企業の振興は、経済的社会的な変化に対応した経営の向上及び改善に向けた中小企業者の自主的な努力を促進することを旨とする。
- 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが相乗的な効果を発揮することを旨とする。

関係者の責務・役割等(第4~10条)

・県の責務

- ・中小企業者等の努力
- ・中小企業に関する団体等の役割
- ・大企業者の役割
- 大学等の役割
- ・県民の理解と協力
- ・市町村への協力

<手段>

基本方針の策定(第11条)

内容 中小企業の振興に関する基本的方向

中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策

・手続き 中小企業等の意見聴取 公表、県民の意見聴取 → 考慮して策定

中小企業振興のための基本的方向(第12~16条)

創業等への 意欲的な 取組の促進

連携の促進

経営基盤の 強化の促進 人材の確保 及び育成の 支援 地域づくり による地域 の活性化

県の中小企業振興施策の公表と意見聴取 (第17条)

- ・施策の実施状況の公表
- ・中小企業者等の意見
 - ⇒ 施策を効果的なものに

施策実施上の配慮 (第18条)

> 調査及び研究 (第20条)

受注機会の確保 (第19条)

財政上の措置 (第21条)